

## 監査結果公表第11号

地方自治法第242条第1項の規定により令和7年11月10日付けで提出（11月11日に到達）された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を決定したので、次のとおり公表する。

令和7年12月19日

四日市市監査委員	加藤光
同	樋口孝
同	小林博次
同	山口智也

### 第1 請求

#### 1 請求人

(略)

#### 2 請求の要旨

「令和7年11月10日付け四日市市職員措置請求書（監査請求書）」、「令和7年11月13日付け補正書」、「令和7年11月26日付け補正書」及び請求人への聞き取りに基づくと、概ね以下のようない要旨であると解される。

平成15年6月9日付け「請求人名義の生活保護申請書」及び「面接記録」について、請求人はその作成に関与しておらず、偽造または改ざんされた可能性が高い。

これらの文書に基づき、生活保護費や措置入院費用等の公金が支出されていた場合、請求人の意思で生活保護申請はしておらず、当該支出は地方自治法第242条第1項の違法または不当な財務会計上の行為に該当する。

よって、請求人は、四日市市長（以下、「市長」という。）に対し、以下を請求する。

- ① 平成15年6月9日付け「請求人名義の生活保護申請書」及び「面接記録」を含む関係文書の真正性（作成者・作成日・作成経緯・保存経緯）を調査すること。
- ② 当該文書に基づき、生活保護費（生活扶助、医療扶助、措置入院費等）が、市費または国庫負担金から支出された事実の有無および内容を確認すること。
- ③ 虚偽または不正に作成された疑いのある文書に基づいて公金支出が行われ、その違法性を監査し、関係職員への懲戒処分または刑事告発を求ること。
- ④ 不正または不当な文書が現在も公文書として管理されている経緯を調査し、公文書管理体制の改善及び再発防止策を講ずること。

### 3 請求の受理

本件請求は、令和7年11月10日に提起（11月11日に到達）、令和7年11月13日付け（11月14日に到達）の補正書により補正され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

令和7年11月10日付け四日市市職員措置請求書（監査請求書）、令和7年11月13日付け補正書、令和7年11月26日付け補正書及び請求人の陳述から、生活保護費の支出の一部について、違法又は不当な公金の支出であるかを監査対象事項とした。

### 2 監査対象部局

以下の1部局1課を監査対象とした。

健康福祉部保護課

### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年12月2日に請求人の陳述を聴取し、請求書の内容説明を受けた。

### 4 関係職員の陳述及び証拠の提出

令和7年12月1日、市長は、弁明書及び証拠書類を提出了。令和7年12月2日に、弁明書等の内容を基に、上記2の監査対象部局所属職員（部長及び課長等）から陳述を聴取した。その内容は、以下のとおりである。

#### 1. 本案前の弁明

(1) 請求の要旨①平成15年6月9日付け「請求人名義の生活保護申請書」及び「面接記録」をはじめとする関係文書の真正性の確認、請求の要旨③虚偽または不正に作成された疑いのある文書に基づく公金支出が行われたか否か、その違法性の監査、関係職員への懲戒処分または刑事告発の要求、請求の要旨④不正または不当な文書が現在も公文書として管理されている経緯の調査、公文書管理体制の改善及び再発防止策を講ずることについて

住民監査請求の対象となるものは、地方自治法第242条第1項の規定により、財務会計上の行為とされている。請求人の請求のうち、請求の要旨①、同③、同④については、財務会計上の行為を対象としておらず、いずれも却下すべきである。

(2) 請求の要旨②当該文書に基づき、生活保護費（生活扶助、医療扶助、措置入院費等）が市費または国庫負担金から支出された事実の有無および内容を確認することについて

住民監査請求の請求期間については、地方自治法第242条第2項により、当該行為のあった日又は終わった日から1年とされ、それを経過したときは、住民監査請求ができないとされている。本監査請求の対象となる支出行為についても、1年

を経過したものについては、期間経過により住民監査請求ができないため、令和6年1月10日以前の生活保護費の支出に関する部分は却下すべきである。

## 2. 請求人の主張に対する弁明

### (1) 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、概要、生活保護申請書等が偽造又は改ざんされ、取り下げをされたというものである。

### (2) 平成15年6月9日付けの請求人にかかる生活保護申請書等について

本市は、平成15年6月9日付けで請求人から生活保護の申請がなされたため、生活保護の要否判定のため、収入申告書、資産申告書、自動車保有・占有届出書、自動車処分誓約書、扶養義務者申告書の提出を求め、請求人の財産調査のため、預金調査、生命保険の加入状況調査、それらの調査のための同意書の提出を求めた。さらに、生活保護の要否判定のため、請求人に対し市立四日市病院で検診を受けるように命じ、同年6月10日に請求人は検診を受け、医師より軽労働が可能であるとの就労に関する意見を得た。

生活保護に関する記録であるケース記録によると、翌日、6月11日、本市の職員が請求人宅を訪問した際、請求人に生命保険の解約もしくは名義変更が必要である旨の指導をしている。それに対し、請求人は、終身保険を解約すると、新たに保険に加入することができないので、解約はできないので、少し考えたい旨の発言をしている。

その後、同年6月16日、本市に請求人より連絡があり、請求人が長女と相談をした結果、7月から失業手当があることと、(終身)保険を解約すると今後加入できるかもわからないため、もうしばらく自分で頑張っていこうということになったので、今回の申請を取り下げたい旨の発言があり、同日、本市職員が請求人宅を訪問し、生活保護の申請を取り下げたという経緯がある。

ケース記録は、生活保護法施行細則準則（平成12年3月31日社援第871号厚生省社会援護局長通知）第3条にて、「常にその記載事項について整理しておかなければならない」とされている。そのため、法定受託事務である生活保護の事務において、ケース記録は、生活保護受給者の記録として重要な記録であり、正確に記録されていることが要請されているため、そのケース記録の内容は、極めて正確であり、かつ、信用性も高いものである。

加えて、請求人の生活保護の申請に対し、請求人の資産状況の調査を行い、さらに、就労能力の調査のため、本市は請求人に検診命令を出し、請求人は市立四日市病院の検診を受け、市立四日市病院の医師により検診書も作成されている。

このような調査は、生活保護の申請者に対して行う財産調査や就労能力の調査であり、申請者に対し通常の生活保護申請と同様の調査を行っていることの証左である。

さらに、請求人は、当時終身保険に加入していたことが保険会社からの回答により明らかであり、ケース記録に記載されている生活保護を取り下げる理由となった

ことを裏付けるものである。

よって、平成15年6月9日付けの生活保護の申請及びその取り下げについては、信用できるケース記録の記載内容、生活保護の申請者に対する財産調査や就労能力の判断のための検診の手続、取り下げの理由とされる保険加入を裏付ける資料もあることから、申請書等の記載内容は真実であり、偽造、誤用といった事情はうかがわれない。

### (3) 生活保護費等の公金支出について

請求人は、生活保護費等の公金支出が違法、又は不当な財務会計上の行為に該当すると主張する。

この点、令和6年11月11日以降の生活保護費（生活扶助及び医療扶助）については、平成17年10月13日付けの生活保護申請に基づき、請求人の経済状況等に鑑み生活保護費の支給決定が行われているため、適切かつ適法なものである。

なお、措置入院については、三重県知事に入院の権限があり（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条）、その費用負担も三重県であるため（同法第30条）、本市の支出には何ら関係しない。

### (4) 平成15年6月9日付けの生活保護申請書が保管・管理されている経緯について

生活保護申請書および関連の文書の保存期間は、生活保護の廃止、申請の却下または取り下げ後5年とされているため、請求人の生活保護申請書は、平成20年6月15日で廃棄の期限を迎えることになる。

しかしながら、その後、請求人は、平成17年10月13日に再度の生活保護の申請を行い、生活保護を受給しているため、その時点で、平成15年の生活保護申請書も存在し、平成17年10月13日付けの生活保護の申請書の参考書類として生活保護の関係書類として保管されており、現在に至るまで生活保護の受給が継続されていることから、平成15年の生活保護申請書も廃棄されずに保管されている。

### (5) その他の請求の理由について

請求人は、行政文書の偽造・誤用は、種々の法令違反であると主張をする。

しかしながら、これまでの主張のとおり、本市は、行政文書の偽造や誤用をしておらず、法令違反に該当するような事実は存在しない。

## 第3 監査の結果

### 1 主文

本件請求を一部却下、一部棄却する。

### 2 事実及び理由

#### (1) 認定した事実の概要

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

##### ア 生活保護費に関する経緯

平成15年6月9日付けで請求人による生活保護の申請が行われた後、同年6月16日に請求人による生活保護の取り下げがあった。

平成17年10月13日に請求人による生活保護の申請を受け、同年10月中旬から下旬にかけて生活保護費の支給が決定し、その後現在に至るまで生活保護費の支給が継続している。

イ 平成15年6月9日付けの生活保護の申請及びその取り下げについて

平成15年6月9日付けで請求人から生活保護の申請がなされたため、担当所属（保護課）は、生活保護の要否判定のため、収入申告書、資産申告書、自動車保有・占有届出書、自動車処分誓約書、扶養義務者申告書の提出を請求人から受けた。また、請求人の財産を把握するため、預金調査、生命保険の加入状況調査を行うとともに、請求人に対し、市立四日市病院で検診を受けるように命じ、同年6月10日に請求人は検診を受け、医師より軽労働が可能であるとの就労に関する意見を得た。

同年6月11日、保護課職員が請求人宅を訪問した際、請求人から生命保険に加入していることを告げられ、生活保護の受給決定の際には、定期付終身保険の解約もしくは名義変更が必要である旨の指導をしている。その後、同年6月16日、保護課に請求人から連絡があり、今回の申請を取り下げたい旨の発言があった。同日、保護課職員が請求人宅を訪問し、生活保護の申請の取り下げに至ったことが生活保護のケース記録に記録されている。

なお、ケース記録に記載されている生活保護取り下げ理由となった定期付終身保険への加入状況については、保険会社からの回答により確認できる。

ウ 令和6年11月11日以降の生活保護費について

平成17年10月13日付けの生活保護申請に基づき、請求人の経済状況等に鑑み生活保護費の支給決定が行われ、現在に至るまで生活保護費の支給が継続している。

(2) 監査委員の判断

ア 本件請求の監査対象について

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）について、住民が監査を求め、当該財務会計行為の防止、是正等に必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体が違法又は不当であるか否かが監査の対象となる。

(ア) 本件請求における財務会計行為

本件において、請求人からは「四日市市職員措置請求書（監査請求書）」のなかで、対象となる財務会計行為の根拠となる資料が提出されていない。その一方で、「補正書」において、平成15年6月9日付けの生活保護申請書に基づき、生活保護費等が支出されたと記載されており、また、現在に至るまでの生活保護費の支給についても、虚偽又は不正な文書に基づく公金支出であるという主張がみられることから、四日市市による支出に当たらぬ措置入院費を除き、当該申請日以降に請求人に対して支出された生活保護費が請求人の主張する違

法・不当な財務会計行為であると解することが可能である。

(イ) 住民監査請求における期間制限とその例外

住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」(地方自治法第242条第2項本文)とされており、原則、1年間の期間制限が定められている。ただし、「正当な理由があるときは、この限りでない。」(同法同項但し書き)とされ、「正当な理由」があれば、期間制限の例外が認められている。

この「正当な理由」の有無の判断に当たっては、「地方自治法第242条第2項但し書きにいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査した時に客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断する」とされている(最高裁昭和63年4月22日判決・民集154号57頁)。

(ウ) 本件請求のうち監査対象となる財務会計行為

請求人は継続して生活保護費を受給しているため、当該公金の支出が行われたことを知ることができたことは明らかであり、期間制限の例外となる「正当な理由」に該当するものはないと考えられる。

したがって、本件請求の監査対象となり得る財務会計行為は、本件請求の到達した令和7年1月1日から1年前の、令和6年1月1日以降に行われた財務会計行為に限られるため、当該財務会計行為を対象として判断を行うものとする。

イ 本件請求の趣旨について

本件請求において、請求人は、平成15年6月9日付けの生活保護申請書等は偽造・改ざんされたものであり、当該書類に基づく請求人への生活保護費等の支給は不当な公金の支出であると主張している。また、平成17年10月13日付けの生活保護申請書等についても、請求人の意思に反して署名押印させられたと述べている。

しかし、(1)で認定した事実によると、平成15年6月9日付けの生活保護申請書等に基づいて行われた財務会計行為は申請時に行われた検診にかかる費用の支出のみで、令和6年1月10日以前に行われたものである。そのため、本件請求の対象となり得る財務会計行為である令和7年1月1日から1年前の令和6年1月1日以降に行われた生活保護費の支出は、平成17年10月13日付けの生活保護申請書等に基づくものである。

したがって、本件においては、平成17年10月13日付けの生活保護申請書等に基づく財務会計行為の違法性又は不当性について検討を行う。

ウ 生活保護費の支給決定について

本件における平成17年10月13日付けの生活保護申請書等にかかる経緯については、生活保護法施行細則準則第3条に基づいて整理されたケース記録や

面接記録票、新規実態調査記録票などに記載の上、生活保護申請者である請求人の状況を調査した資料とともに保管されている。適切な手続きを経て生活保護費の支給が決定されたことが確認できる。

一連の証拠書類からすると、平成17年10月13日付けの生活保護申請書等について、請求人が主張する偽造・改ざんを裏付ける証拠はなく、市は請求人の経済状況等を鑑みて生活保護費の支出を行ってきたものであり、請求人も生活保護費の送金であることを認識しながらこれを受領してきたことを考えると、請求人への生活保護費の支給が違法又は不当であるとはいえない。

#### エ 財務会計行為について

上記ウで述べたとおり、生活保護の決定については、違法性又は不当性をうかがわせる事情はなく手続きに妥当性を欠く点もないことから、当該財務会計行為について違法又は不当な公金の支出であるとはいえない。

#### オ 結論

以上検討したところからすれば、当該財務会計上の行為である生活保護費の支給に当たっては、規定の手続きを経て公金の支出が行われており、違法又は不当であるということはできない。

よって、令和6年11月10日以前に行われた財務会計行為に係る請求については、監査請求期間超過のため却下とする。その余の本件請求には違法又は不当と判断する理由がないと認められることから、本件請求はこれを棄却する。